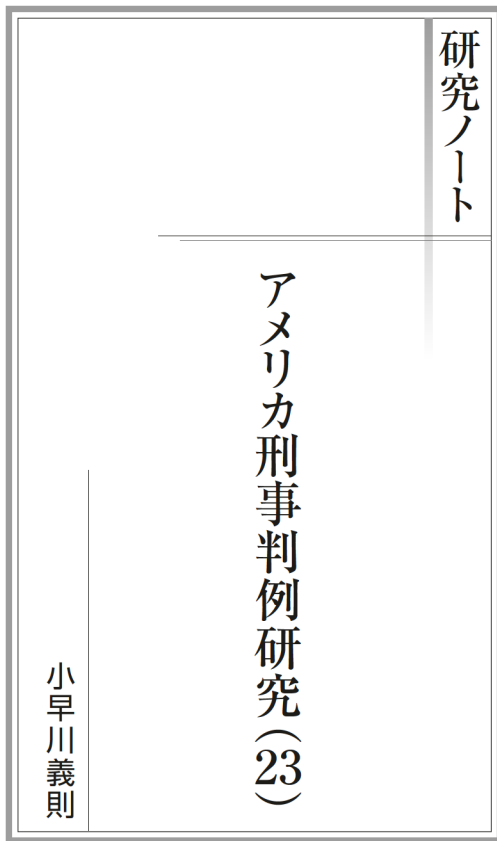




State v. Mata, 745 N.W.2d 229 (Neb. 2008)
一電気処刑と残虐で異常な刑罰の禁止

[目次]

- I 序
- II 背景
 - 1 第一次控訴前の出来事
 - 2 第一次控訴および再量刑命令
 - 3 再量刑手続
- III 上訴理由陳述書
- IV 再審理の基準
- V 分析
 - 1 裁判管轄権 (略)
 - 2～7 (略)
 - 8 電気処刑の合憲性
 - a ネブラスカ州憲法が本件を支配する
 - (1) 電気処刑に関する初期の合衆国最高裁判例

(2) 憲法上の権利を保護する当裁判所の義務

b 残虐で異常な刑罰を定義する法的基準

(1) 不必要にしていわれなき苦痛を受けるリスク

(2) 品位の発展的基準

(3) 人間の尊厳

(4) 苦痛または長びく死をもたらす意図の立証は不要

c～i (略)

j 結論：電気処刑は残虐で異常な刑罰である

k 解決策

VI 結論

I 序

陪審は第1級謀殺および誘拐でRaymond Mata, Jr.,を有罪とした。3裁判官から成る合議体 (A three-Judge panel) は、3歳児Adam Gomezに対する計画的謀殺 (premeditated murder) でMataに死刑を宣告し、裁判長 (presiding judge) は彼に誘拐罪で終身刑を言い渡した。彼の量刑と最初の直接控訴でのわれわれの判断との間に合衆国最高裁は、死刑事件において加重事由が存在するかどうかを陪審が認定することを要求する2002年のリング判決 (Ring v. Arizona, 536 U.S. 584, 122 S.Ct. 2428) を言い渡した。われわれは2003年の第一次マータ判決 (State v. Mata, 668 N.W.2d 448) において彼の2つの有罪判決を維持したが、リング判決を適用して彼の死刑判決を無効とし、本件を量刑の再審理のために差し戻した。陪審が加重事由の存在を認定した後で、3人の裁判官からなる合議体はMataに死刑を言い渡した。

本控訴審においてMataは、彼の再量刑に関し種々の点で当裁判所および公判裁判所は誤っていると主張する。彼はまた「電気処刑は合衆国憲法およびネブラスカ憲法によって禁止されている残虐で異常な刑罰である」と主張する。(at 240.)

Ⅱ 背景

3裁判官から成る合議体は2000年6月、計画的謀殺で に死刑を言い渡した。同合議体はネブラスカ州制定法の下での極端な墮落（ ）を示す加重状況の存在を認定したのである。 の第一次控訴が係属中に合衆国最高裁は新しい憲法ルールを明らかにした、そしてネブラスカ州議会はネブラスカ州の死刑量刑制定法（ ）を修正することによってこれに応じた。

1 第一次控訴前の出来事

合衆国最高裁は2002年6月、【9】リング判決を言い渡した。最高裁は、アリゾナ州の死刑適用事件での加重事由は第6修正の下で被告人に対しより重い刑罰を科す要素に機能的に相当する（ ）と判断し、それ故、加重事由は陪審によって認定されなければならないと判断したのである。ネブラスカ州知事は同年11月、リング判決によって要求されたように、2002年11月23日またはその後が発生した死刑量刑手続での加重事由の存在を判断する責任を裁判官から陪審に委ねる（ ）緊急立法に署名した。

当裁判所は2003年3月、 658

2 604 625を言い渡し、新しい憲法上のルールは係属中の第一次控訴に適用されると述べた。それ故、リング判決の下で、われわれは陪審ではなく量刑裁判官が加重事由の存在を判断したことを理由に被告人の死刑判決を無効とした。われわれは同事件を再量刑のために差し戻し、リング判決にならった死刑適用事件のための新しい手続ルールを明らかにしたのである。（ 240 241 ）

2 第一次控訴および再量刑命令

当裁判所は2003年9月、彼の第一次控訴において誘拐罪に対する の有罪および終身刑を維持した。 はネブラスカ州の死刑宣告手続の合憲性を公判で提示していなかったけれども、われわれは彼の死刑判決を無効とした。われわれは、量刑判断の合議体は制定法上の加重

事由の存在を認定していたことを理由に明白な誤りを認めた。われわれは、二重の危険はネブラスカ州での死刑宣告手続に付与されることを是認した、しかし、3裁判官から成る合議体は、彼を死刑から解放しなかったことを理由に、 の再量刑は二重の危険条項に違反しないと判断した。（ 241 ）

3 再量刑手続

差戻審では、加重事由に関する陪審による裁判で、弁護側の申立てに関し3回の審理が行われた。

2005年1月に開かれた加重事由判断の公判（ ）後に、陪審は、極端な墮落の加重事由（ ）の存在を全員一致で認定した。当裁判所は、この点に関する の管轄権の欠如を理由とする控訴を退けた。

公判裁判所は2005年5月、死刑の執行方法としての電気処刑は違憲であるとの宣告を求める および死刑確定囚 の共同申立てを検討し、その申立てを退けた。電気処刑は残虐で異常な刑罰であるとの彼の主張については後に詳論する。

3人の裁判官から成る合議体は2005年6月、減輕事由および刑の不均衡性に関する証拠を検討し、制定法上の減輕事由はないと認めた。合議体は、本件量刑は加重でも類似事案で科せられた刑罰と不均衡でもない結論した後で、に死刑を言い渡した。（ 241 242 ）

Ⅲ 上訴理由陳述書

は再び、多くの理由を挙げて公判裁判所が彼に死刑を言い渡したのは誤っていると主張する。そして7点に及ぶ主張の最後に は、ネブラスカ州制定法の下で裁判所の命令による唯一の処刑方法である電気処刑は違憲であると判示しなかった点において地方裁判所は誤っていると主張するのである。（ 243 ）

Ⅳ 再審理の基準

電気処刑は残虐で異常な刑罰であるという

の主張を除き、 の上訴理由はすべて法律問題を提示する。われわれは法律問題を審理するとき、下級裁判所の結論とは独立して当該問題を解決する。(243)

V 分析

1 裁判管轄権

われわれは最初に の裁判管轄権の主張に言及する。(以下、略)

2～7 (略)

8 電気処刑の合憲性

は、原地方裁判所は州法の下での電気処刑は残虐で異常な刑罰であると認定していないので誤っていると主張する。これに対し州は、電気処刑は残虐で異常な刑罰であるという立証責任を は果たしていないと主張し、さらに当裁判所も合衆国最高裁も死刑を科す方法が違憲であると判示したことはなかったことを理由に、 の主張を裏付ける先例はないと主張する。

35 この主張は何を問題にしていない (

)かを少し考えてみよう。死刑は、いかなる方法によるものであれ、合衆国憲法およびネブラスカ州憲法に違反すると は主張していないし、彼はそのように主張することはできなかった。“死刑は州によって適切に科せられるとき、合衆国憲法第8修正ないし第14修正またはネブラスカ州憲法に違反しないことは判例法上確立している。”したがって、「本件での争点は、 は処刑されるかどうかではなく、現在の制定法上の処刑方法は合憲であるかどうかにすぎない。」

われわれは の有罪および死刑判決を維持してきた、彼の犯罪は極端に墮落しているとの陪審の認定を維持し、本件での死刑判決は同一または類似の状況下でのそれと均衡していると判断してきた。しかし、 の犯罪は極悪であるとの当裁判所の認定は、州憲法を保護するわれわれの義務を否定しない。

すべての死刑適用犯罪は極悪な犯罪に関わる。ネブラスカ州の人々は州議会を介して、若

干の状況下において州は死刑を科すことができると判断した。そしてわれわれは、囚人を処刑する州の手続が憲法の要求に反しない限りそれに介入できない。

われわれは、われわれの分析を電気処刑による死の宣告を州は憲法上執行できるかに限定する。電気処刑はネブラスカ州憲法の残虐で異常な刑罰を禁止する規定によって禁止されているかどうかをわれわれは判断しなければならない。もっとも、この判断は の死刑判決には影響しない。(256 257)

a ネブラスカ州憲法が本件を支配する

電気処刑は合衆国憲法またはネブラスカ州憲法の意味での残虐で異常な刑罰に当たらないとわれわれが判示してきたというのは正しい。しかし、われわれには従前、電気処刑の囚人への生理学的影響を示す事実に関する記録 (

)を再検討する機会がなかったし、われわれは再審理された事案でそのような証拠に依拠したこともなかった。その代わりに、われわれは合衆国最高裁判決に依拠してきたのである。後に説明するように、これらの事案は合衆国最高裁の最近の若干の事案で問題とされてきた事実に関する前提 ()を含んでいる。

われわれがこの争点の再吟味 ()に感じなかった最近の事案とは異なり、 の電気処刑への憲法上の挑戦は手続的には禁止されていないし、両当事者は十分な証拠に基づいた記録を提出した。われわれはまた の最初の控訴においてこの争点に言及することに応じず、この事件を再量刑判断のために差し戻した、すなわち、“ は再び死刑を宣告される、あるいはネブラスカ州議会が の再量刑の結論の前にこの問題に言及する可能性が残っていたからである。”しかし、州議会はこの争点に言及しなかった。本控訴においてわれわれは、全面的な証拠記録を入手している。われわれは、品位の発展的基準は処刑方法への挑戦に適用できると結論する。これらの基準は、現代の科学的知識に照らし、本件でわれわれに提出された証

拠をわれわれが再審理することを要求しているのである。(256)

36 公判段階で は、電気処刑は連邦および州憲法の下で残虐で異常な刑罰であるとの宣言を求めた。この争点は両憲法の下での挑戦として展開され審理されてきた。彼の控訴趣意書で は電気処刑は合衆国憲法に違反すると主張しているけれども、残虐で異常な刑罰を禁止するネブラスカ州憲法にとくに言及しなかった。われわれの裁判所のルールの下では、このような欠落 () があればわれわれは州の憲法問題を検討できない。しかし、死刑判決の峻厳性および不可変更性 () を理由に、われわれは、死刑判決の被告人に趣意書のルール () を厳格に適用したことは一度もなかった。

さらに、後に説明する理由でわれわれは、ネブラスカ州憲法がこの争点を支配すると結論する。われわれはすでに、電気処刑が合法であるかを判断する憲法上の責任がわれわれにあると判断してきた。われわれは、他の死刑確定囚の処刑を本件の結果を待ちながら停止している。われわれの審理予定表 () にある3件の事案もネブラスカ州憲法の下での電気処刑の合憲性の問題を提示している。われわれは、この争点の解決は当裁判所にとって重要課題 () であると結論する。われわれの責任を果たし、かつ司法経済の利益のために、われわれは、 の控訴趣意書における技術的手抜きを容赦する。

ネブラスカ州憲法第1条第9項は、合衆国憲法第8修正を模範 () とし、“過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科してはならない。また残虐で異常な刑罰を科してはならない”と規定している。もとより、われわれは、合衆国憲法の下で電気処刑は残虐で異常な刑罰であると宣告できない、合衆国最高裁はそれとは異なる () 判示をしているからである。そしてわれわれは、ネブラスカ州憲法の残虐で異常な刑罰の基準は“合衆国憲法〔第8修正〕が要求する以上のことを要求していない”と述べたことがある。しかし、後に説明するよ

うに、われわれは今、この争点は当裁判所によって解決されるべきであると信じている。

合衆国最高裁は当裁判所と同様、電気処刑の合憲性に関する客観的証拠を再検討したことは一切なかった。最高裁はその判示を、1890年から吟味されることのなかった科学 (

) に依拠した州裁判所の事実に関する前提 () を基礎としていた。われわれはもはやこのような事実に関する前提に依拠することはできないし、他の(ネブラスカ州以外の)州はその唯一の処刑方法として電気処刑を科していないので、われわれはネブラスカ州憲法の下でこの争点を判断することとする。(256 257)

(1) 電気処刑に関する初期の合衆国最高裁判決

1890年に合衆国最高裁は【2】ケムラー判決 (136 436 10 930) において、ニューヨーク州は電気処刑による初めての執行を実施できると判断した。より野蛮でない方法を見つけることを州知事が1886年に州議会に勧告 () するまでニューヨーク州は絞首による死刑の執行を実施していた。商業的に利用可能な電気は新しかったし、州は処刑のためにそれを用いていなかった。しかし、電気処刑が現代科学で知られている最も人道的で実際的な方法であることを州議会委員会が1888年に報告した後、ニューヨーク州は同州の処刑方法として従来の絞首刑に代えて電気処刑を制定法化した。電気処刑による死を予定されていた最初の囚人・ケムラーは、残虐で異常な刑罰であるとしてこの方法に挑戦した。電気処刑は州憲法および連邦憲法の下での彼のデュー・プロセスの権利に違反すると彼は主張したのである。

公判裁判所は、制定法の合憲性の推定をケムラーは打破していなかったと結論した、電気の力は科学的に適用されても明確かつ確実に人間の死をもたらすに至らないことを“合理的疑いを越えて”十分立証しなかったと同裁判所は結論したのである。ニューヨーク州最高裁はこれを維持した。制定法の合憲性の推定は、他の証

拠によって裁判所による告知 (judicially notice) ができる程度まで打破されなかったと判断し、“この方法は新しいという理由で異常であるといえるかもしれないが、若干の刑罰をそのようなものとして刻印付け (stamped) てきた共通の知識に照らし、残虐であると推定することはできないと判示”したのである。しかし、同最高裁は、電気は十分に瞬時 (instantaneous) であり、それ故、苦痛のない死をもたらしかつてことを証拠は示していることには同意していた。

上告受理の申立てを容れた合衆国最高裁は、残虐で異常な刑罰は正確に定義できないと述べた。しかし、若干の種類の刑罰は明らかに第8修正の禁止の範囲内にある、すなわち“それらが拷問または長引かせた死 (a lingering death) に関わるとき残虐であるが、死刑という刑罰は、憲法の中で用いられている言葉の意味において残虐でない。何か非人道的で野蛮なもの、生命の単なる消滅以上の何か (something inhuman and barbarous, something more than the mere extinguishment of life) を意味する”と述べたのである。

ケムラー判決の基準は118年以上にわたり、ある処刑方法を第8修正の下で評価するための基本となる標準 (baseline criterion) であり続けた。しかし、最高裁はケムラー判決においてニューヨーク州の新たに制定法化された電気処刑にこの基準を適用しなかったし、電気処刑に関する証拠を独立して再検討することもしなかった。その代わりに、最高裁は、第8修正の保護は第14修正を介して州の行動に適用できないと判示し、“州憲法の下で〔電気処刑の〕有効性を維持する州裁判所の判断は本件で……再検討できない”と判示したのである。最高裁は、第14修正の保護を“恣意的な生命、自由、または財産の剥奪の禁止、および類似の状況下でのすべての人に対する平等の保護”に限定した。この基準の下で最高裁は、州の新しい処刑方法は囚人の連邦法のデュー・プロセスの権利を侵害しなかったと結論したのである。

それ故、最高裁は第8修正の下で同事案を判断しなかった、そして1890年には電気処刑に関

する証拠は乏し (scant evidence) かつたにもかかわらず当裁判所を含めた下級裁判所は、電気処刑は残虐で異常な刑罰であるという主張を即決で (summarily) 却下する陳腐な道 (the well-worn path) を歩み続けてきた“ケムラー判決での最高裁の意見の強さに典型的に依拠”したのである。【8】グラス判決 (*Glass v. Louisiana*, 471 U.S. 1080, 1081 (1985)) での上告受理申立却下に対するブレナン裁判官の反対意見 (マッシュル裁判官参加) を見よ。(at 257-259.)

最高裁は1915年のマロイ判決 (*Malloy v. South Carolina*, 237 U.S. 180) において、絞首から電気処刑へのサウスカロライナ州法の変更は事後法の処罰 (ex post facto punishment) に当たらないと判示し、謀殺に対する刑罰—死刑—は加重 (increased) されたものではなかったと結論した。第8修正は争点ではなかったけれども、最高裁は、ネブラスカ州を含むその他11の州はニューヨーク州が電気処刑を採用した後で電気処刑を採用したと裁判所による告知をした。そして“この結論は、電気処刑は絞首刑より苦痛が少なくより人道的であるという十分証拠のある結果である”と指摘した。それ故、最高裁の理由付けは、電気処刑は絞首より人道的であるので囚人の刑罰を加重したことにはならないという事実に関する前提 (its factual assumption) に、一部、依拠したことになる。

そして最高裁は、ケムラー判決におけると同様、マロイ判決においても、かかる前提の基礎にある証拠を再調査しなかった。その代わりに、最高裁は、ケムラー判決での最高裁による“電気処刑”の“是認 (approval)”およびマサチューセッツ州とニュージャージー州の州裁判所の是認を引用した。だが、マサチューセッツ州最高裁は——電気処刑の生理学上の影響に関する証拠を再調査することなしに——電気処刑は瞬時かつ苦痛のない死刑方法であると考えていたし、ニュージャージー州裁判所は、電気処刑が違憲であると“考える (assumed)”ことに応じなかったのであるから、法廷意見はこの争点に関して証拠が提出されなかったことを示している。

電気処刑に挑戦した1946年の事案である1947

年の【3】フランシス判決（*Fracis v. Resweber*, 329 U.S. 459, 462）において8人の裁判官は判断を下すことはなかったが、第8修正違反は第14修正の下での囚人のデュー・プロセスの権利を侵害すると考えていた。争点は、最初の電気処刑で囚人を死亡させることができなかった後でルイジアナ州は第2回目の電気処刑を実施できるかであり、電気処刑が内在的に残虐または異常であるかどうかではなかった。

4人の相対的多数意見（plurality）は、“憲法が禁止する残虐性は処罰方法に内在する残虐性であって、生命を消滅させるために人道的に採用されたいかなる方法にも含まれる当然の苦痛ではない”と結論した。彼を電気処刑しようとした第2回目の試みに直面した囚人の生理学的な辛苦は不幸な事故の結果であった。“それに続いた彼の処刑は憲法上の意味においてそれ以外の処刑方法よりも多くの苦痛を”科す（意図による）結果ではなかったというのである。4人の裁判官の反対意見は、苦痛がなく瞬時であるとき電気処刑は残虐で異常な刑罰でない、すなわち“電気処刑は苦痛を除去する方法においてのみ是認されてきた”と結論した。

それ故、レスウェーバ（フランシス）判決において、相対的多数意見と反対意見の両者はいずれも電気処刑は合憲でありうると結論した。もっとも、相対的多数意見と反対意見の両者は再び、最高裁が第8修正の適用を拒否しニューヨーク州最高裁判決に敬意を払ったケムラー判決に依拠した。レスウェーバ（フランシス）判決は、適切に実施されると電気処刑は瞬時かつ苦痛のない死をもたらす方法であるとの前提に触れることはなかったのである（left intact）。

これら初期の判例の以上の概観から明らかにように、電気処刑に関する合衆国最高裁の判例法は電気の人間への生理学的影響について未だ調査されていない事実に基づいた前提（unexamined factual assumptions）に依拠している。このような最高裁判例（the Court’s jurisdiction）における明白な手抜き（obvious omission）は、3つの要素、すなわち、①人間の身体への電気処刑の影響に関する最高裁の限定的知識、②絞

首よりも人道的な処刑方法を見つけたい州の願望（desire）、および③電気処刑が最初に導入されたとき第8修正は州議会の処罰判断に関する抑制（a restraint）として意図されていなかったという最高裁の見解に由来する。しかし、かかる見解は変化した。第8修正は刑罰を科す州の権限への抑制であることを最高裁はとくに判示した。そして第8修正は第14修正を介して州に適用できると合衆国最高裁は判示しているからである。1962年の【5】ロビンソン判決（*Robinson v. California*, 370 U.S. 660）を見よ。

それにもかかわらず、【3】レスウェーバ（フランシス）判決以降、最高裁は処刑方法の合憲性に言及したことはなかった、そして同判決で間接的にのみそれに言及したにすぎなかったのである。われわれは、電気処刑に関する現代の知識に照らし、最高裁の（従前の）判断は、争点への決定的な回答（a dispositive response）にはならないとのスータ裁判官の見解に同意する。*Poyner v. Murray*, 508 U.S. 931（1993）（スータ裁判官の上告受理否定に対する反対意見；ブラックマン、スティヴンズ両裁判官同調）。同旨グラス判決（ブレナン裁判官の上告受理否定に対する反対意見、マーシャル裁判官同調）を見よ。（at 259-260.）

（2）憲法上の権利を保護する当裁判所の義務

連邦憲法および州憲法の下で付与されている憲法上の権利を保護することはわれわれの義務である。われわれはもはや、電気処刑による処刑の合憲性に関わる合衆国最高裁の先例に含まれている事実に関する前提（factual assumption）に依拠することはできないと結論する。われわれは今では、電気処刑は残虐で異常な刑罰ではないと判示したときに最高裁が一切考慮しなかった性質・特性の証拠を提示されているから、われわれは連邦の先例に合理的に（rationally）敬意を払うことはできないのである。

すでに論じたように、もし最高裁が当時このような証拠を提示されていたのであれば、処刑方法としての電気処刑への挑戦を連邦憲法の下でどのように解決したであろうかを判断するこ

とはできない。しかし、最高裁の最近の判断および反対意見の中には最高裁の先例における事実に関する時代遅れの前提に注意を喚起（

）しているものがあることを指摘しておく。われわれはまた、処刑の代替方法として電気処刑を有している他の法域からのこの争点に関する上告を最高裁が受け入れるのはほとんどありそうにない（ ）ことを知っている。有罪とされた囚人は、もし彼または彼女が任意にかかる方法を選択するのであれば、処刑方法への憲法上の挑戦を放棄していると最高裁は判示しているからである。ネブラスカ州においてのみ電気処刑が裁判所によって命令された処刑方法である、すなわち代替方法はない。

たとえ問題があるとしても連邦の実務にわれわれは拘束されるのであるから、合衆国最高裁へのさらなる上告の試みを に認めるべきであるとの反対意見の示唆をわれわれは受け入れない。最高裁がこの事案で上告受理令状を許可するかを予測することはわれわれの機能でない。しかし、本件の自動的控訴で提示された挑戦を本件の記録に基づいて審理し決定することは憲法上の職員（ ）としてのわれわれの義務である。そしてわれわれは、州憲法によって付与されている憲法上の権利を保護するわれわれの義務を回避したり放棄することはしない。電気処刑は残虐で異常な刑罰であるかどうかはそれを判断するために当裁判所に下された（ ）争点であるとわれわれは結論する。（ 260 261 ）

b 残虐で異常な刑罰を定義する法的基準

ネブラスカ州憲法は本件争点を支配するとわれわれは結論するけれども、州憲法および連邦憲法の両者はいずれも残虐で異常な刑罰を禁止しているので、同一（ ）の憲法規定間の調和を維持するために、一般的な基準に関する手引き（ ）として連邦の先例に目を向けることとする。

(1) 不必要にしていわれなき苦痛を受けるリスク

38 ある刑罰に挑戦する基本となる標準（ ）は、それが人の生命の単なる消滅に対する不必要な拷問または長びかせる死を科しているかどうかである。現代の英米法の伝統的な人間性は死刑判決の執行時に不必要な苦痛を科すことを禁止する。【3】レスウェーバ（フランス）判決（4裁判官の相対的多数意見）。“可能な限り処刑は瞬時で事実上苦痛がなく死それ自体を生じる”ものでなければならない。死刑は“不必要でいわれなき苦痛を科すものであってはならない。”【7】グレッグ判決173頁。

39 40 もっとも、1つの事故だけで処刑方法が内在的に残虐であるということにはならない。しかし、不必要な苦痛を受ける囚人の類型（ ）は異なった状況を提示する。処刑方法に内在する不必要な苦痛を囚人が受けることを予想できる相当なリスク（

）があれば、その処刑方法は残虐で異常な刑罰の禁止に違反する。

彼らの処刑が現に不必要な苦痛をもたらすであろうとの立証は囚人に要求されない、人間の身体は電気に均等（ ）に反応しない、そしてむろんのことだが（ ）、裁判所が相談できる処刑について説明する最初の人間（ ）はもはや存在しない。そうであるから、裁判所は可能性（ ）で処理しなければならない。残虐で異常な刑罰の禁止は、不必要な苦痛を科すことから囚人を保護する。

(2) 品位の発展的規準

合衆国最高裁は第8修正の下で明確かつ個別的（ ）な憲法上の基準を適用していると州は主張する。この基準は、ある刑罰が不均衡である、あるいは刑罰を科す方法が残虐であると被告人が主張しているかどうかによるというのである。州はさらに、この選言的制度（ ）の下では“主観的（ ）な”品位の基準は刑罰の方法の是非の判断には適切ではないと主張し、唯一の関

連する調査は処刑方法が残虐で野蛮であるかであると主張するのである。州はさらに、“異常”という要素は処罰が過重または不均衡であるとの主張においてのみ関連すると指摘する。われわれは州の分析に同意しない。

【41】 残虐で異常な刑罰の禁止は静的概念ではない。“その意味は成熟社会の進歩を示す品位の発展的規準から引き出さなければならない。”【4】 トロップ判決101頁。裁判所は、刑罰は残虐で異常であるという主張を“現代の人間の知識に照らし”評価しなければならない。【5】 ロビンソン判決666頁。

現代の価値に関する裁判所の評価は主観的であるとの州の主張は不正確である。合衆国最高裁はこの点の調査のために客観的基準に注目している。その中で最も信頼できるのは、この国の議会によって制定された立法である。2002年のアトキンス判決 (*Atkins v. Virginia*, 536 U.S. 304) を見よ。過重な刑であるとの主張は現に普及している（一般的な）品位の基準の下で判断されると最高裁は述べてきたことをわれわれは是認する。しかし、最高裁はまた、不均衡性の主張を処理するとき残虐性と異常性の両者を検討してきた。州の主張とは異なり、品位の発展的基準は処刑方法にも関係があることを最高裁は示してきたのである。すなわち

当裁判所は、第8修正の中で具体化されている禁止を18世紀において一般に違法とされていた“野蛮”な方法に限定しなかった。その代わりに、同修正は流動的かつダイナミックな方法で解釈されてきたのである。当裁判所は当初、“生命ある原理はそれを生み出した損害 (mischief) より広く 適用されなければならない”ことを認めた。ウィームズ判決 (*Weems v. United States*, 217 U.S. 349, 373, (1910))。それ故、“残虐で異常”な刑罰を禁止する条項は時代遅れの意味に固定されるのではなく、世論が人道に適った正義によって啓蒙されるにつれて意味を獲得するのである。Id. 378.

合衆国最高裁は今まで、州議会の一致した否定はその方法が残虐で異常な刑罰であるかに無

関係であると判示したことは一切なかった。キャンベル判決 (*Campbell v. Wood*, 511 U.S. 1119 (1994)) (上告受理否定に対するブラックマン反対意見) を見よ。最高裁はある処刑方法が異常であるかを銃殺刑 (firing squad) への挑戦で検討してきた。【1】 ウィルカーソン判決 (*Wilkinson v. Utah*, 99 U.S. 130 (1878)) を見よ。そして【7】 グレック判決において最高裁は、死刑はいかなる状況下においても残虐で異常であるとの挑戦を退けた。多くの州の死刑宣告手続を無効とした【6】 ファーマン判決における最高裁の判断に従うために35の州議会が新しい死刑制定法を施行したことを最高裁はその理由の一部としたのである。

品位の発展的基準はネブラスカ州憲法の下で不均衡な刑罰の主張に対してのみ適用されると判示することには応じられない (decline to)。われわれは、品位の発展的基準は州の意図した処刑方法が不必要でいわれなき苦痛を科しているという主張に適用されると結論する。適用されない (otherwise) と判示するのは、死刑はその峻厳性および不可変更性の両者において異なるという【6】 ファーマン判決以降の一貫した合衆国最高裁判例と矛盾することになる。刑罰が残虐で異常たりうる前にすべての州によって拒絶されなければならないというのであれば、残虐で異常な刑罰の憲法上の禁止は無意味となる。

「発展的基準に関し、1949年までに26州がその執行方法を絞首から電気処刑に変更したが、電気処刑を採用した州はないことを証拠は示している。その代わりに各州はそれぞれ処刑方法として致死ガスを採用し始めた。1973年までに12州が致死ガスを採用し、20州が電気処刑を採用しつつある。次いで、1977年に致死薬注射が導入された。」

「1999年までに、死刑を認めている38州のうち34州が選択として、または唯一の処刑方法として致死薬注射を提案し、4州だけが唯一の処刑方法として電気処刑を是認した。2000年にジョージア州は、2000年5月1日に又はそれ以降に犯された死刑適用犯罪に対する唯一の方法とし

て電気処刑から致死薬注射に変更した。フロリダ州も2000年に、死刑を宣告された者が積極的に電気処刑を選択しない限り、電気処刑から致死薬注射に切り替えた。最後に、2002年にアラバマ州がフロリダ州の提言（ ）に従った。それ故、2002年7月1日の段階で、ネブラスカ州は合衆国において、唯一の処刑方法として電気処刑を採用するただ1つの州である。」(263)

フロリダ州での“やり損なった（ ）”電気処刑のおそろしい物語に反応して若干の州は致死薬注射を選択した。

744 2 413 450 (反対意見) を見よ。“少なくとも不必要な苦痛を引き起こしそうにない最も人道的な処刑方法としてあまねく（ ）認められていることを理由に”裁判所は致死薬注射に切り換えたと述べている。(264)

社会の価値の変化に直面すると、われわれはその唯一の処刑方法として電気処刑を維持している最後の州としてのネブラスカ州の地位を無視できない。しかし、これがわれわれの唯一の検討事項ではない。われわれはまた、電気処刑が第8修正の“人間の尊厳（ ）”と調和するかを検討しなければならない。【8】グラス判決（ブレナン反対意見、マーシャル同調違憲）1085頁を見よ。(262 264)

(3) 人間の尊厳

“刑罰は人間の尊厳に合致したものでなければならぬ、”このことは残虐で異常な刑罰の禁止の根底にある基本的観念である。【7】グレッグ判決172頁（トロップ判決を引用する）を見よ。処刑に関し、【3】レスウェーバ（フランス）判決での4裁判官の反対意見は“不必要にして残虐な方法によって人の生命を奪うのは、文明化された人間の最も基本的本能にショックを与える。それは自己統治の人々（ ）の憲法的手続の下で可能とされるべきではない”と述べた。合衆国最高裁は、不必要な物理的暴力を伴う首切り、四つ裂き刑、四肢切断のような野蛮な刑罰を黙示に非難していた。【1】ウィルカーソン判決を見よ。ブレナン裁判官が指

摘したように、そのような暴力がもたらす苦痛いかにかわらず、基本的な人間の尊厳の観念は有罪とされた人の身体の切断や蛮行を最小のものとするを州に命じているのである。

【8】グラス判決（ブレナン反対意見）1085頁。

43 たとえそれらが意図的な苦痛（ ）をもたらすものではないにしても、野蛮な刑罰には人の体を切断（ ）するような刑罰が含まれていることに同意し、われわれは、そのような刑罰は第8修正の人間の尊厳の基準に合致しないと結論する。(264 265)

(4) 苦痛または長びく死をもたらす意図の立証は不要

46 要するに、われわれは、電気処刑は残虐で異常な刑罰であるかを判断する際の関連する法的基準は、州の処刑方法の選択は、①囚人が処刑に際し不必要にしていられない苦痛を受ける相当なリスク（ ）を提示するか、②成熟社会（ ）を示す品位の発展的基準に違反するか、および③物理的暴力や囚人の死体切断を最小にするかであると結論する。関連する仮定的標準を明らかにしたのでわれわれは次に再審理の基準について検討する。(266)

c ~ i (略)

j 結論：電気処刑は残虐で異常な刑罰である。

61 電気処刑は不必要な苦痛の相当なリスクを示しているほか、その無目的の物理的暴力および囚人の身体の切断を伴う点において不必要な刑罰であるとわれわれは結論する。証明済みの電気処刑による身体黒焦げ（ ）

は品位の発展的基準および人間の尊厳の両者に合致しない。他の州は、苦痛のない瞬時の死亡に関する当初の前提は不正確であり、かつ死刑を執行するそれよりも人道的な方法のあることを認めてきた。現代の科学的知識の下で検討すると、州の刑務所の“処刑

室での電気処刑”はそれ自体、フランケンシュタイン男爵の実験室での恐竜に似ていることが立証されている。電気処刑はネブラスカ州憲法の残虐で異常な刑罰であるとわれわれは結論する。

k 解決策

電気処刑は残虐で異常な刑罰であると結論したのでわれわれは本控訴をどのように処理するかの問題に直面している。ネブラスカ州は憲法上受け容れられない の処刑方法を現在規定しているけれども、第1級謀殺罪での有罪および死刑はネブラスカ州制定法と合致して適切に宣告されたという事実は残っている。われわれはすでに彼の有罪判決を維持している。彼の死刑判決は現行法の下では実施できないけれども、それは依然有効である。

63、64 ネブラスカ州法の下では、判決を宣告する合議体（ ）は死刑または終身拘禁刑を定めることができる。合議体の宣告権限はそのこと以上に及ばないから、死刑を科す方法はその宣告の不可欠の部分ではない。そして死刑を科す方法として電気処刑を特定している制定法は、公判裁判所が被告人に刑を言い渡す手続とは別の手続でかつ分離可能（ ）である。要するに、処刑の方法が残虐で異常な刑罰であるというのは“刑の執行の合法性にのみ関係があり、刑それ自体の有効性には関係がない。”死刑判決を言い渡した点に誤りがないとわれわれは認めたのであるから、われわれは地方裁判所の判断を維持する。

65 死刑適用事件での直接の上訴に関するわれわれの責任は、有罪および量刑の有効性以上に及ぶ。われわれには刑の執行日を定めて死刑執行令状（ ）を発することによって死刑の実行（ ）を監督する義務もある。かかる義務を履行する際に、われわれは電気処刑が合憲であるかを検討してきたのである。もちろん、州は、憲法上受け入れられる処刑方法がなければ の死刑宣告を実行できない。

それ故、われわれは原判決を維持するけれど

も、刑の執行日を特定することには応じられないので の処刑執行を停止する。州が執行日の特定を申し出るとき、そのような申し出に対する他の要件に加えて、州は の死刑宣告を実行できる憲法上受け入れられ方法が利用可能であることを立証し、かつその用意をすべきである。（ 278 279 ）

VI 結論

の死刑判決は維持される。しかし、われわれの政治制度の下では、議会は死刑を維持することに賛成できるが、憲法上の権利を侵害する死刑を創設できない。囚人が無実の被害者を処刑（ ）したのと丁度同じような方法で囚人を処刑したい誘惑のあることはわれわれも認める。しかし残虐行為を自ら実行することなく残虐行為を処罰するというのが文明化された社会の特質である。有罪とされた囚人は彼らの犯罪いかんにかかわらず、拷問によって死に至らせてはならない。

そして多くの有罪とされた囚人にとって無意識と死亡は瞬時でないことを証拠は明らかに立証している。これらの囚人は、電気処刑される時、高圧の電気が人間の身体に流されるという拷問を意識のあるまま（ ）科せられることになる。電気処刑は強度の苦痛と激しい苦悶をもたらすことを証拠は示している、それ故、処刑の方法としての電気処刑はネブラスカ州憲法第1条第9節に違反する残虐で異常な刑罰である、憲法上受け入れることのできる処刑方法がなければ の死刑判決は停止される。（ 279 80 ）

＜ 首席裁判官の一部同調一部反対意見＞

私は、多数意見の分析の最初の7点について同意するが、電気処刑は違憲であるとの多数意見の結論には反対する。（ 287 ）

【研究】 1 本判決は、第1級謀殺罪で有罪とされ電気処刑（ ）を言い渡された被告人が電気処刑は“残虐で異常な刑罰”で

あり憲法に違反するとして争った事案につき、従前の処刑方法に関する先例および電気処刑の実態を詳細に検討したうえで、死刑判決を維持しつつ残虐で異常な刑罰に当たることを理由に電気処刑の停止を命じたものである。

合衆国最高裁は2002年6月24日の【9】リング判決¹⁾において陪審によって第1級謀殺罪で有罪と認定された被告人に対し裁判官が単独で加重事由を認め死刑判決を言い渡した事案につき、死刑判決の鍵となる加重事由の存否の判断は陪審の権限であることを明示したため、死刑事件については罪責判断のほか量刑判断についても第6修正の公正な陪審による裁判を受ける権利が被告人にあることが確立する。本判決では謀殺事件で陪審による の有罪認定後に3裁判官から成る合議体がネブラスカ州法の下での加重事由を認めて死刑判決を言い渡したところ、ネブラスカ州知事は同年11月、死刑適用事件での加重事由の存否の判断を裁判官ではなく陪審に委ねる旨のリング判決に応じた緊急立法に署名した。そしてネブラスカ州最高裁はこの新法に従って の死刑判決を無効としたため、 の量刑判断についてのみ改めて陪審による判断が求められることとなり、陪審による加重事由の認定後に裁判官からなる合議体が制定法上の加重軽減理由はないと認めたうえで死刑判決を言い渡したのである。

本研究冒頭に付記した目次からも明らかなように本判決の論点は多岐にわたるが、以下、最も重要な電気処刑の合憲性の問題に限定して若干のコメントを加えることとする。

2 合衆国憲法第8修正は「過大な額の保釈金を要求し、または過重な罰金を科してはならない。また残虐で異常な刑罰（

）を科してはならない」と規定する、これに対し、わが憲法第36条は「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する」と規定している。「残虐で異常な刑罰」と「残虐な刑罰」との文言上の差異に「特別の意味を認めるのは適当でなくく」同一の禁止規定と解されている²⁾。

合衆国最高裁は1962年の【5】ロビンソン判決³⁾において、麻薬の常習者というだけで軽罪として処罰するカリフォルニア州法に基づきロビンソンが90日間の投獄を命じられた事案につき、第8修正の規定は第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に適用できるとしたうえで、90日間の投獄は、抽象的には、残虐でもなければ異常でもない刑罰であるが、問題は、抽象的に考えることではない。“たとえ1日の投獄であっても、単なる普通の風邪にすぎない‘犯罪’に対しては、残虐で異常な刑罰足りうる”と判示した。

第8修正の最大の問題は死刑の合憲性であるが、罪刑の均衡原理も第8修正の規定に含まれていることは判例上確立している、そして“残虐で異常な刑罰”という文言は一義的解釈に馴染まないが「品位の発展的基準」がその解釈基準であることも確立している。合衆国最高裁はウォーレン長官執筆の1958年の【4】トロップ脱走兵市民権剥奪違憲判決⁴⁾において「第8修正の根底にある基本的概念は、人権の尊厳以外の何ものでもない」としたうえで、同修正はその意味内容を「成熟社会の進歩を示す品位の発展的基準（

）から引き出さなければならない」と判示した。そしてこの一文はその後繰り返し引用され、第8修正の判断基準として確立しているのである。

合衆国最高裁は死刑自体を違憲と判示したことは一度もない。トロップ判決も死刑は第8修正に違反しないことを明示していた。ところが、合衆国最高裁は1972年の【6】ファーマン判決⁵⁾において謀殺罪等で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として一括審議し、これら事案において各被告人は恣意的に選別され死刑の判断を「裁判官または陪審の自由な裁量に委ね」られていたことを理由に第8修正および第14修正に違反すると判示した。もっとも、第8修正違反と断じているのはブレナン、マーシャル両裁判官のみで、ダグラス、ホワイ、スチュアートの3裁判官は、要するに、被告人ファーマンらは「恣意的に選別され」有意味な判断基準

が示されないまま死刑を言い渡されたのであるから「雷に打たれた」と同様“残虐で異常な刑罰”を科せられたことになるとして結論に同調したにとどまる。そして現に、合衆国最高裁は4年後の【7】グレッグ判決⁶⁾において、ファーマン判決に従って法を改正し死刑の判断基準について詳細な規定を設けたものの、従前と同じく謀殺罪等の犯罪類型について死刑を保持している州法の下での死刑判決を第8修正に違反しないと示した。

合衆国最高裁はその後も死刑の合憲性を維持しつつ、次第に死刑の適用範囲を限定している。コカ判決⁷⁾は、成人女性への強姦犯に対する死刑は余りにも不均衡で第8修正に反するとした。そして2002年のアトキンズ判決⁸⁾では、精神遅滞犯罪者への死刑につき、2005年のロパ（シモンズ）判決⁹⁾では少年犯罪者への死刑につき、さらに2008年のケネディ判決¹⁰⁾では児童に対する強姦犯への死刑につき、いずれも第8修正違反と判示している。なお、ロパ判決が第8修正の“残虐で異常な刑罰”の禁止の解釈に役立つとして他国の法律や国際的権威に言及してきたトロップ判決以降の動きを指摘したうえで、「若干の基本的権利が他の国家および国民によって明示に支持されていることを認識するのは、われわれ自身の自由の伝統の内部にこれらと同一の権利があることを強調するにすぎず、われわれの憲法に対する忠誠心や当初の憲法への誇りを減じることにはならない」（2000）と判示していることはとくに注目される。

3 死刑の合憲性が確立していても、処刑方法は各州で異なるため、その合憲性が別途問題となる。しかし、この問題に関して最高裁が直接判断した先例は致死薬注射の合憲性を肯定した2008年の【10】ベイズ判決¹¹⁾を含めても4件にすぎない。致死ガスや電気処刑については最高裁が上告受理の申請を認めなかった3件に関していずれも詳細な反対意見が付されており¹²⁾、より人道的な処刑方法への変遷過程を知るうえで有益である。

以下、引照不可欠な先例3件を判文に従って

簡単に検討した後、後者のいわば関連判例については電気処刑への上告受理の申立てを容れなかった【8】グラス判決でのブレナン裁判官の反対意見に限定してその内容を詳しく紹介しておく。

（1）合衆国最高裁は1879年の【1】ウィルカーソン公開銃殺適法判決¹³⁾において、初めて“残虐で異常な刑罰”に言及し、“残虐で異常な刑罰を科してはならないと定める憲法上の規定の範囲を正確に定義する努力には困難が伴う。しかし、拷問……、その他それと同一線上にある不必要で残虐な刑罰はすべて（

）憲法によって禁止されていることを確認することで足りる”とした。次に1890年の【2】ケムラー電気処刑合憲判決¹⁴⁾では、ウィルカーソン判決を引用したうえで、拷問または長びかせた死（ ）に関わるときそのような刑罰は残虐である。しかし、死刑という刑罰は、憲法の中で用いられている言葉の意味において残虐でない。そこでの残虐という言葉は「何か非人道的で野蛮なもの、単に生命の消滅以上の何か」を意味していると判示した。

そして1947年の【3】フランス電気処刑失敗後再執行合憲判決¹⁵⁾は、ケムラー判決を引用したうえで、憲法が保障している残虐な刑罰の禁止は“その方法に内在する残虐性であって、人道的に生命を消滅させるために採用されたいかなる方法にも含まれる当然の苦痛（

）でない。”予想できなかった事故のため宣告刑が即座に完了できなかったという事実は、その後の処刑に残虐性の要素を付加するものではないとした。

（2）このように合衆国最高裁は、憲法の禁止する残虐な刑罰とはそれに「内在する残虐性であって」いかなる処刑方法にも伴う当然の苦痛でないとして州法の規定する電気処刑等の合憲性を肯定し、その後も新しい調査研究に基づいて電気処刑等の再検討を求める主張を退けてきた。

これに対し、1985年の【8】グラス電気処刑

上告受理否定ブレナン反対意見（マーシャル裁判官同調）は、電気処刑の実態を初めて赤裸々に描写し、それはまさに処刑方法に内在する残酷性を示していると主張したのである。15頁にも及ぶ長文のものであるが、その要旨を紹介しておく。

① 死刑囚を殺害する方法としての電気処刑は1888年にニューヨーク州議会によって初めて是認された、それは死刑判決を効果的に執行するのに現代の科学で知られている“最も人道的で実際的な方法”を確認する長い調査の結果として是認されたものであった。当裁判所は1890年の【2】ケムラー判決においてニューヨーク州法への憲法上の挑戦を退けた際に「第8修正は州に適用されないことを理由に、州憲法の下で行為の有効性を支持する州裁判所の判断は再吟味できない」ことを強調した。当裁判所はまた傍論において、特定の処刑方法の合憲性は権利の章典が採用された当時の規範に言及して決定されるべきであることを示唆しつつ、残酷で異常な刑罰条項の“歴史的”解釈に従ったのである。

州および連邦の各裁判所は、電気処刑は憲法に違反しない生命剥奪の方法であることを決定的に解決したものとしてケムラー判決を繰り返し引用している。しかし、ケムラー判決は古臭い判例（ ）である。第8修正は第14修正を介して州に適用されることは今では十分に確立している。さらに当裁判所は早くからケムラー判決の“歴史的”解釈を退け、同条項の禁止はスチュアート王朝期に科せられた刑罰に限定されないことを強調している。時代は変化をもたらした新しい状況や目的を産み出す、“成熟社会の進歩を示す品位の発展的基準からその意味を引き出さなければならない”というのである。したがって、第8修正の主張は100年前の前提に依拠したものでなく現代の人間の知識に照らし評価されなければならない。

② 電気処刑の実際はあまり知られていない、処刑は非公開で行われ、証人はほとんどいない、写真は許されない、報道記事は詳細でないことなどがその主たる理由である。電気処刑

は極めて暴力的であり“生命の単なる消滅”をはるかに越えた苦痛と侮辱（ ）を与えるものであることを示している相当数の経験的証拠や目撃証言がある。目撃証人は一様に次のような報告をしている。すなわちスイッチが入ると、死刑囚は“縮こまり”“跳びはね”そして驚くほどの力でひも（ストラップ）に抵抗する、死刑囚の手足の指、そして顔は激しくゆがむ。電流は極めて強力であるので死刑囚の眼球が飛び出し、ほほの上に落ちることもある。死刑囚は度々脱糞し、尿をもらし、血を吐き、よだれを流す。電気が上昇するにつれて死刑囚の“肉体は膨張し、彼の皮膚は破れんばかりに伸びる”。証人は“ベーコンを焼くような大きく持続した音を耳にする、そして“吐き気を催させる肉体を焼くような臭い”が処刑室に充満する。人間の肉体をフライにする臭いは立会するプレスの代表者であっても時には吐き気を催すのに十分である。その間、死刑囚はほとんど文字通りボイルにされている。“頭部自体の温度は水の沸騰点に近付く。”死体は激しく焼け焦げて原型をとどめていない（ ）というのである。

電気を流して死刑囚を殺害する暴力は、これらの状況下での死亡は瞬時かつ苦痛がないとの前提によってしばしば説明されている、しかし、このような前提は“重大な疑問を免れない”のであり、専門家意見で激しく争われている事柄”である。有名なフランスの電気科学者ロータ（ ）は詳細な研究の後で“すべての電気処刑の事案において死亡は不可避免的に付随するが、それは極めて長くかつとりわけ耐え難い苦痛を伴う”と結論している。

何度も電気処刑が繰り返された著名な例としてルイジアナ州での【3】・フランシスの処刑例が有名である。保安官はこの何度も失敗した電気処刑につき次のように記述している。すなわち、執行官がスイッチを押すとフランシスの口唇はふくれあがり、呻き声をあげて飛び上がったので椅子が床から外れた。2回目のスイッチが入れられた、そして死刑囚は“外してくれ”と言った。また他の目撃証人によると、執

行官はフランシスから目隠しをとり、ベルトをゆるめ、改めてスイッチを入れたという。

このような“分割による死刑”は決して過去の数十年間に限定されたものでない。例えば1983年4月22日に執行されたアラバマ州の・エヴァンスについての1人の証人の記述が残されている。“午前8時30分、最初の1900ボルトの電流がエヴァンスの身体を通り抜けた。それは30秒続いた。彼の身体は椅子に縛り付けてあるひもに激しくぶつかり、大きな灰色の噴煙と炎がエヴァンスの顔を覆っていたずきんから溢れ出た。焼け爛れた肉体の悪臭が証人室に充満し始めた。2人の医師がエヴァンスを診察し、彼は死亡していないと告げた。左足にある電極が改めてしっかり結びつけられた。エヴァンスは第2回目の30秒間の電流（ ）を流された、焼けた肉体の悪臭は吐き気を催させるものであった。再び医師がエヴァンスを診察した。彼の心臓はまだ鼓動していると医師は告げた。8時40分、3回目の電流がエヴァンスの身体に32秒間流された。8時44分、医師は彼の死亡を宣告した。このエヴァンスの処刑は14分間かかった。そして同様なことは昨年（1983年）に電気処刑されたジョージア州の死刑囚の場合にも生じていたという。

このような証拠は、もし正しければ、いくつかの点で電気処刑は第8修正に違反するかに関し重要な問題を提起している。第1、電気処刑は“不必要でいわれなき苦痛”を科すものであり、少なくともかなりの事案において“拷問または長びかせた死”をもたらすことは明らかである。第2、このような処刑方法に伴う物理的暴力は基本的な“人間の尊厳”に違反する。このような電気処刑の特徴は“この処刑方法に内在”し、それ自体残虐で異常なものであり、それ故、第8修正によって禁止されているように思われる。さらに、医学の専門家等は、より迅速に、より暴力的でなく、かつより人道的な方法によって死刑囚の生命を消滅させる目的を達成できると主張してきた。いくつかの州議会は、まさにこのような理由に基づいて致死薬物注射に賛成して電気処刑を放棄している。このよう

な処刑方法の変化は、電気椅子による処刑は“野蛮な拷問装置”であり、電気処刑は身の毛もよだつ儀式であるという認識の結果であるというのである。

(3) そして合衆国最高裁は2008年4月18日の【10】ベイズ判決において従前の処刑方法に比して致死薬注射による処刑が現代の科学で知られる限り最も苦痛が少なく最も人道的であるとしてその合憲性を肯定するのである。

4 このようにみてくると、本判決の意義と問題点は明らかである。絞首刑の合憲性を肯定しているわが国の最高裁判例の問題点については別途検討することとし¹⁶⁾ さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、ネブラスカ州法の定める電気処刑につき同州最高裁が残虐で異常な刑罰であると明示したことにある。アメリカでは早くも1888年（明治21年）に絞首刑を廃止しより苦痛の少ない方法と考えられていた電気処刑に変更したニューヨーク州を皮切りに絞首刑に代わる新しい処刑方法が求められた¹⁷⁾、そして今日では致死薬注射による処刑方法が最も人道的であるとされていたにもかかわらず、ネブラスカ州は全米で唯一電気処刑を採用しているというのである。

第2、電気処刑の実態を明らかにしたうえで、人間の尊厳に反すると本判決が結論したことは重要である。合衆国最高裁は1890年の【2】ケムラー判決で絞首刑を廃止し電気処刑に変更したニューヨーク州法の合憲性を肯定していた、しかし、先に詳論した1985年の【8】グラス判決におけるブレナン裁判官の反対意見は、第8修正が第14修正のデュー・プロセス条項を介して州に適用されることを明示した【5】ロビンソン判決以前のものであることを指摘したうえで、【2】ケムラー判決の「検証なき前提」は今日では退けられているとして電気処刑の実態を生々しく描写したのである。本判決はブレナン反対意見と同様の視点に立って電気処刑の違憲性を明示したものであるだけに、ブレナン反対意見の意義があらためて想起される。

第3、本判決が死刑判決自体の有効性を維持しつつ電気処刑を違憲と断定しその執行を停止したことが注目される。死刑制度自体は必ずしも違憲とはいえないが、その執行については電気処刑のような残虐で異常な方法によるのではなく人道的でより苦痛の少ない方法によるべきであるとし、この点に関し州議会の対応を求めたものとして注目されるのである。

そして最後に、いずれにせよ重要なのは、アメリカでの死刑維持州は、19世紀末から徐々に絞首刑を廃止しつつ、少なくともその当時においてはより人道的でより苦痛の少ない処刑方法と考えられていた致死ガスや電気処刑に変更したものの、今日ではいずれも残虐で異常な刑罰であるとして廃止され、そして麻酔科医など専

門家の間で最も苦痛が少なく人道的であると考えられている致死薬注射による処刑方法のみが憲法に合致するものとされているのである。

このような米国における処刑方法の変遷は、「拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」日本国憲法第36条と事実上全く同一の規定である「残虐で異常な刑罰を科してはならない」とする合衆国憲法第8修正後段の規定を根拠とするものであるだけに、明治6年（1873年）太政官布告を根拠規定として現在に至るまで一貫して絞首刑の合憲性を肯定するわが最高裁判決の問題点を検討するうえで極めて重要である。その詳細な検討は今後の課題としたい¹⁸⁾。

注)

- 1) 536 584 (2002)
- 2) 法学協会『註解日本国憲法 上巻』(有斐閣、1953) 636頁。
- 3) 370 660 667 (1962)
- 4) 356 86 99 100 (1958)
- 5) 408 238 (1972)
- 6) 428 153 (1976)
- 7) 433 584 (1977)
- 8) 536 304 (2002)
- 9) 543 551 (2005)
- 10) 108 2641 (2008)
- 11) 128 1520 (2008)
- 12) 463 1237 1239 1240 (1983) ; 471 1080 1080 1081 (503 653 654 (1992) ()
- 13) 99 130 136 (1879)
- 14) 136 436 447 (1890)
- 15) 329 459 464 (1947) 以上の諸判例につき詳しくは、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I ——残虐で以上な刑罰、公平な陪審裁判』33頁以下、55頁以下(成文堂、2006年)。同「米国における処刑方法の変遷——絞首刑から致死薬注射へ——」名城法学第60巻別冊・法学部創立60周年記念祝賀論文集197頁以下(2010年11月)、同『裁判員裁判と死刑判決』95頁以下(2011年、成文堂)。
- 16) 小早川義則「絞首刑と残虐な刑罰の禁止 (1-2・完)」名城ロースクール・レビュー第25号、第26号(本号)。
- 17) 1994年のキャンベル第9巡回区反対意見の付録 (18 3 662 726 728) に死刑維持州の絞首刑廃止年および致死ガスまたは電気処刑に変更した各州の様子が簡潔にとめられている。
- 18) 詳しくは、小早川義則『裁判員裁判と死刑判決 増補版』(2012年12月)。

(2012年8月10日稿)

